平成２２年（フ）第２４２号
佐賀県唐津市厳木町浪瀬457番地２、破産手続開始決定時の住所福岡市南区桧原５丁目６番12号
破産者　小松　久男
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６号
北海道白老郡白老町日の出町５丁目27番地の123、前住所北海道白老郡白老町字竹浦101番地33　ケアハウス暖炉304号
破産者　山田　武美
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２０年（フ）第２０３号
熊本県人吉市東間上町2747番地１
破産者　山本　一喜
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６号
神戸市垂水区神陵台９丁目23番13号、開始決定時の住所神戸市西区桜が丘中町６丁目11番地の５
破産者　永川仁志こと　皇甫　　釣
１　破産債権の届出期間　平成22年11月11日まで
２　一般調査期日　平成22年12月21日午前11時10分
平成22年10月13日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９３７号
札幌市東区東苗穂14条３丁目29番11号
破産者　岡村　裕史
１　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
２　一般調査期日　平成23年１月18日午前11時
平成22年10月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０３９号
大阪市生野区林寺２丁目８番９号
破産者　大島鐵工所こと　大島　福男
１　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
２　一般調査期日　平成22年12月22日午後１時30分
平成22年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５号
長崎県諫早市幸町12番25号
破産者　池下恵二郎
１　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
２　一般調査期日　平成23年１月12日午後３時
平成22年10月13日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
京都府長岡京市高台３丁目６番地２
破産者　徳田　百美
１　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
２　一般調査期日　平成23年１月17日午後１時30分
平成22年10月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第６４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3347番地
破産者　原　　七郎
１　期日　平成22年12月10日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年10月12日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２４７９号
大阪市東住吉区中野４丁目９番14号　歓喜ビル301号
破産者　北陽冷機サービスこと　林　　重男
異議申述期間　平成22年12月７日まで
平成22年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2410番地３
清算株式会社　エフ・ネット株式会社
代表清算人　天野　雄介
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所越谷支部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３号
栃木県宇都宮市川田町1000番地１
再生債務者　株式会社カワダ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　栃木県宇都宮市桜４丁目１番28号　タカノハシビル201号　竹澤一郎法律事務所　弁護士　竹澤　一郎
平成22年10月12日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再）第１０５号
埼玉県戸田市美女木東１丁目４番地５
再生債務者　株式会社廣瀬製作所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目４番１号　丸の内ビルディング23階2311区　梶谷綜合法律事務所　弁護士　大澤加奈子
平成22年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号
福島県会津若松市大戸町大字芦牧字下夕平1050番地
再生債務者　株式会社芦牧プリンスホテル
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年２月２日から平成23年２月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部

平成２２年（再）第８号
岐阜県岐阜市水海道２丁目５番３―301号　パピヨンＫＹＯＥＩ
再生債務者　阿知波吉仁
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年11月26日から平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

管 理 命 令

平成２０年（再）第１３４号
横浜市神奈川区台町15番地１
再生債務者　株式会社スルガコーポレーション
１　主文　管財人による管理を命ずる。
２　管財人　東京都千代田区麹町３―３　ＫＤＸ麹町ビル４階　東京富士法律事務所　弁護士　須藤　英章
３　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成22年10月８日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第４号
石川県金沢市糸田１丁目181番地
再生債務者　株式会社天とてん
１　決議に付する計画案　平成22年７月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年12月２日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年11月19日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年11月12日
平成22年10月６日　　金沢地方裁判所民事部